作成年月日	令和5年3月22日	
作成部局	保健医療部 総務部職員局	

# 受動喫煙防止に向けての県職員及び県庁舎の取組み

#### 【問い合わせ先】

(受動喫煙防止について)

保健医療部健康増進課受動喫煙対策班 電話:078-362-9153(内線3268)

(県職員の禁煙について)

総務部職員局職員課管理班 電話:078-362-3121(内線2585)

(県庁舎敷地内禁煙について)

総務部職員局管財課管理班 電話:078-362-3110(内線2546)

## 受動喫煙防止に向けての県職員及び県庁舎の取組み

作成年月日 令和5年3月22日 保健医療部 総務部職員局

○令和5年4月1日~

県職員は勤務時間中(休憩時間を除く)禁煙

庁舎内でのたばこ販売中止

○令和5年5月31日~(世界禁煙デー)

県庁舎敷地内全面禁煙を実施

#### «県庁舎敷地内での喫煙»

		~令和5年3月31日	令和5年4月1日~5月30日	令和5年5月31日~
県職員	勤務時間内	0	×	×
	休憩時間·勤務時間外	0	0	〇( <b>敷地内全面禁煙</b> )
県庁舎での喫煙場所		特定屋外喫煙場所	特定屋外喫煙場所 (段階的に集約 ※ )	敷地内全面禁煙

※ 本庁舎喫煙場所:7箇所 → 3箇所

### «参考»これまでの県の取組み

- ○受動喫煙を防止するため、「受動喫煙の防止等に関する条例」を制定し、3年ごとに検討を加え、 必要な措置を講じている。
- ○令和3年度兵庫県受動喫煙防止対策検討委員会で、県として率先的な取組みを求める報告書が提出された。(令和4年3月)

#### 【検討委員会報告書(抜粋)】

- ① 庁舎の敷地内全面禁煙に向けて、屋外喫煙区域の設置を見直すこと。
- ② 在宅勤務を含め、勤務時間については禁煙とすること。
- ③ 庁舎内でたばこを販売しないこと。